議会・情報公開

CITY COUNCIL / INFORMATION DISCLOSURE

議会

問 議会事務局　☎484-6254

議会の構成

議会は、市民の直接選挙で選ばれた28人の議員で構成される議決機関です。議会には定例会と臨時会があります。定例会は年4回（原則として3、6、9、12月）、臨時会は必要に応じて開かれます。

本会議・委員会

本会議は、議案などを審議し、議会の最終的な意思を決定するとともに、市長などに対して市政一般について質問を行ったりする会議です。

委員会は、広範囲にわたる議案を部門別に分け、専門的・効率的に審査するために設けられた議会の内部機関です。現在、4つの常任委員会と議会運営委員会があり、議員はいずれか1つの常任委員会に所属しています。

また、特別委員会は必要に応じ、特定の事項を審査するために設置されます。3月定例会で予算審査特別委員会、9月定例会で決算審査特別委員会が設置されるのが通例です。

議会の傍聴・中継

本会議や委員会は、公開しておりますので、どなたでも傍聴することができます。また、本会議の模様はインターネット、ケーブルテレビでご覧いただけます。

【本会議の傍聴】

本会議開催日に、議会事務局にお越しください。また、次の設備を用意しています。

●足が不自由なかた

▶傍聴席に車いす専用スペースを備えています。

●耳が不自由なかた

▶音声をヘッドホンで聞くことができる席があります。

▶手話通訳を受けることができます（希望日の6日前までに要申込）。

●小さなお子さんをお連れのかた

▶一般質問時に臨時託児室を設置します（各定例会の招集日までに要申込）。詳細は議会事務局にお問い合わせください。

【委員会の傍聴】

委員長の許可が必要になりますので、会議開始5分前までに、議会事務局にお越しください。

※原則、委員会の開会中は、入退出できません。希望者多数の場合は、傍聴を制限する場合もありますので、ご了承ください。

【本会議のインターネット中継】

本会議（定例会・臨時会）の模様を市議会ホームページで生中継しています。録画中継は、会議の日からおおむね1週間後にご覧いただけます。

【本会議のケーブルテレビ中継】

本会議（定例会）の模様をケーブルテレビ（広域高速ネット二九六）で、開催日翌日の午後5時30分から放映しています。

請願・陳情

広く行政に関することで、市議会に対して意見や要望を文書にして提出する制度が「請願」、「陳情」です。「請願」の提出にあたっては、佐倉市議会議員の紹介が必要です。

情報公開

問 行政管理課　☎484-6288

情報公開制度

情報公開制度は、市が保有する公文書の開示を請求することができる「公文書の開示」、審議会などの会議を公開する「会議の公開」、市の広報紙やホームページなどを活用して、市政に関する情報を公表する「情報の公表」などからなっています。

公文書開示請求

情報公開条例に基づき、個人・法人などを問わず、どなたでも公文書の開示を請求することができます。請求書を市政資料室に提出してください（郵送・電子申請可）。

個人情報保護

問 行政管理課　☎484-6288

個人情報保護制度

個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定め、市が保有する自己情報の開示などの請求をする権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を守るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

自己情報開示請求

個人情報保護条例に基づき、市が保有する自分の情報の開示を請求することができます。請求書を市政資料室に提出してください（要本人確認書類）。

監査

問 監査委員事務局　☎484-6178

監査

市の予算の執行、財務に関する事務や事務事業などが適正に行われているか、また、法令等に基づき効率的、効果的に実施されているかなどについて、監査等を行います。

住民監査請求

住民監査請求は、市民が市長等の執行機関や職員について、違法または不当な財務会計上の行為があると認めるとき、そのことを証明する書面を添えて、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求するものです。